

「東京都避難所運営指針」に対する意見概要と都の考え方（第2編）

1 意見募集の期間と件数

（1）募集期間

令和7年2月14日（金）から令和7年3月16日（日）まで

（2）意見件数（第2編「避難所避難者等への支援ガイドライン及び第2編参考資料に対する御意見」）

163件（12通）

（※「東京都避難所運営指針素案」に対する意見募集の結果に掲載させていただいた10件の御意見は、本資料において、掲載を割愛させていただきます。また、字句や表記について御指摘いただいた71件の御意見については、本冊に修正反映させていただくため、本資料において、掲載を割愛させていただきます。御了承願います。）

2 御意見の概要（82件・12通）

No.	御意見（概要）	東京都の考え方など
1	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第3章「3-6 トイレの確保・管理」（P44） トイレは設置場所も問題。 （夜間に屋外のトイレは暗い、寒い（冬場）。女性、高齢者、こどもは我慢してしまいかねず、健康上問題。防犯上も問題。）	いただいた御意見につきましては、避難所におけるトイレの設置場所については、第2編避難所避難者等への支援ガイドラインの第3章第6節「トイレの確保・管理」（P45）及び第2編参考資料3「4 トイレ設置関係」で示させていただいております。
2	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第9章「トイレの確保・管理」第10章「衛生的な環境の維持」（P115～119） 第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン トイレの清潔な衛生環境と<u>清掃者の感染予防の確保のために、トイレの掃除には使い捨ての手袋・マスク・作業着・清掃用品・塩素系消毒薬等を十分に備蓄・確保</u>しておきます。 下線の追加をすること。	いただいた御意見につきましては、第2編・避難所避難者等への支援ガイドラインの第9章「トイレの確保・管理」及び第10章「衛生的な環境の維持」の項でご意見の事項について、記載してございます（P115～119）。
3	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第9章「9-3 トイレの使用ルールの確保」（P111）	いただいた御意見につきましては、「大きな文字や分かりやすい言葉、また、図解などで表記

	大きな文字や分かりやすい言葉で表記することや、手話や口語で伝えるなど多様な手段を<u>考えることがポイントです</u> 下線の追加をすること。	することがポイントです」に修正させていただきます。
4	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第9章「9-4 トイレの使用環境の改善の実施」(P113) トイレットペーパー、乳幼児の場合はおしりふきや代用品も用意します。 取り消し線のとおり記載を削除すること	いただいた御意見のとおり、おしりふきの使用は乳幼児に限定されないことが想定されるため、ご提案のとおり修正させていただきます。
5	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第9章「トイレの確保・管理」第10章「衛生的な環境の維持」(P115～119) トイレの掃除には使い捨ての手袋・マスク・作業着・清掃用品とゴミ袋、塩素系消毒薬を十分に備蓄・確保しておきます。 記載を追記すること	いただいた御意見につきましては、第2編・避難所避難者等への支援ガイドラインの第9章「トイレの確保・管理」及び第10章「衛生的な環境の維持」の項でご意見の事項について、記載してございます (P115～119)。
6	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第9章「9-6 トイレの清潔な衛生環境の確保」(P117) 感染症予防等の観点から、<u>殺虫剤</u>や防虫剤を用意しておきます。 記載を追記すること。	いただいた御意見については、東京都のトイレ防災マスタープランに係るトイレアセスメントシートの記載を踏まえ、いただいたご意見については、「感染症予防等の観点から、防虫・除虫対策として、トイレ用防虫剤、汚物用ビニール袋、汚物用脱臭剤を用意しておきます」に修正させていただきます。
7	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第10章「衛生的な環境の維持」(P118～119) ごみの排出ルールを決め周知 (避難所の近隣住民の方々)	いただいた御意見につきましては、令和7年度の避難所避難者に加え、在宅避難も含めた避難者全体の支援のあり方の検討において、参考とさせていただきます。
8	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第10章「衛生的な環境の維持」(P119) 避難所における衛生環境対策として必要と考えられるものには、マスクや使い捨て手袋、手洗い石鹸や手指消毒剤、また、 記載を追記すること。	いただいた御意見につきましては、第2編・避難所避難者等への支援ガイドラインの第10章「衛生的な環境の維持」の項に記載してございます。
9	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第10章「衛生的な環境の維持」(P120)	いただいた御意見につきましては、今後の防災施策の検討の際に、参考とさせていただきます。

	停電しているときにクーラーボックスをどうやって冷やせばいいかについて記述してほしい。	
10	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第10章「衛生的な環境の維持」(P119) 手指消毒、使い捨て衛生手袋・使い捨てエプロンやキャップの着用を 記載を迫記すること	いただいた御意見につきましては、第2編・避難所避難者等への支援ガイドラインの第10章「衛生的な環境の維持」の項に記載してございます。
11	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第10章「衛生的な環境の維持」(P118～119) 避難所から出るごみの扱いの記載を求める 避難所において、ごみの処理は、誰が携わること を想定しているのだろうか？ ・家庭ごみとしてみるのか、事業所ごみとする のか、産業廃棄物として扱うのか ・日々の分別、収集日までの保管は、誰がする ことを想定しているのか、(避難者自身か、行政 か、それとも施設管理者か) ごみの扱いについて、本指針にも記載されるこ とを希望する。	いただいた御意見につきましては、第2編の避難所避難者等への支援ガイドライン第10章「衛生的な環境の維持」に避難所から出るごみの扱いについて、記載してございます。
12	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第8章「食料・物資管理」(P101～107) 支援物資の輸送から仕訳、支給まで、 専門業者やボランティアの支援を明確にする必 要がある。	いただいた御意見につきましては、区市町村が運営する地域内輸送拠点から避難所までの物資の輸送について、輸送計画、運営マニュアルの作成、地域内輸送拠点の資機材購入補助を7年度予算に計上しております。避難所での物資の保管、配布については、地域の実情に応じて作成する避難所運営マニュアルの中で、区市町村ごとに作成することとなります。
13	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第8章「食料・物資管理」(P101) 個々の事情に配慮した適温の食事の提供を示したのはすばらしい。 24時間以内に初期提供し、それ以降継続する旨記載がほしい。	いただいた御意見の「24時間以内に初期提供」については、第2編第8章「食料・物資管理」の冒頭に「災害発生当初の段階では、生命の維持を図るため、迅速かつ必要な量の飲料水食料の供給の優先」について記載させていただいております。
14	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第8章「食料・物資管理」(P101～107) 物資を支給するという考え方から	いただいた御意見につきましては、東京の特徴として避難者数が著しく多いことが想定されていることから、必要な物資について配布することとしてございます。

	そろそろぬけだしてよいのではないか。災害用コンビニを各避難所に設け、避難者は自由に物資を得られるようにすべき。	
15	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第8章「食料・物資管理」(P105) 食料・物資管理 チェック項目 2-6 に追記：2-9 として、炊き出しが女性に偏った分担とならないよう留意する	御提案のチェック項目については、内閣府「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」のチェックリスト（対策項目）に準拠してございます。御意見として受け賜わらせていただきます。
16	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第8章「食料・物資管理」(P101～102) 都から搬送されるプッシュ型支援物資の受入れや、地域内輸送拠点から各避難所へ迅速に配送できるよう<u>作成された物資供給計画を避難所運営委員会は熟知しておきます。</u> 下線の修正をすること。	物資供給計画の作成及び作成された物資供給計画は、区市町村と避難所運営委員会が一体となって取り組むべきことと考えてございます。
17	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第8章「食料・物資管理」(P101～102) 極めて重要であることから、<u>避難所運営委員会は、拠点運営の体制及びマニュアルの整備を熟知し、備えておきます。</u> 下線の修正をすること。	拠点運営の体制及びマニュアルの確実な整備は、区市町村及び避難所運営委員会が一体となって取り組むべきことと考えてございます。
18	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第8章「食料・物資管理」(P105) 避難生活が長期化しても、食事の質を維持するために、<u>平時のうちに区市町村が民間事業者と締結した協定の内容、たとえば、重層的に確保された食料供給の手段（キッチンカー、セントラルキッチンなど）などを熟知しておきます。」</u> 下線に修正をすること。	第2編の P 101 の協定締結など、ポイントに記載の事項は区市町村が直ちに取り組むことを想定しての記載でございます。
19	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第8章「食料・物資管理」(P103) 配給を行うなど対策を講じます。<u>ポータブル電源や発電機等による電力供給は、人工呼吸器使用者等が命を守るための機器に使用することを優先します。」</u> 下線の追加をすること。	いただいた御意見については、第5章「5－2 在宅避難者対策への備え」の項に記載をしてございます。

20	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第8章「食料・物資管理」(P105) 平時のうちに<u>区市町村</u>と民間事業者間<u>とで</u>協定を結ぶ 下線の追加をすること。	いただいた御意見につきましては、第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第8章(P105)の民間事業者との協定を結ぶ主体は区市町村と想定しての記載でございます。
21	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第14章「入浴」(P138～139) シャワーも48時間以内の設置を求めたい。	避難所は、発災直後避難者の生命を守ることが優先されます。そうした中で、個々の避難所の置かれた状況で、設置時期は判断されるものと考えてございます。
22	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第11章「避難者の健康管理体制の確保」 (P121～126) 避難者・避難所外避難者の慢性疾患等の治療や管理のための服薬や訪問診療・訪問看護の継続、もしくはそれに代わる応急的な対応について、区市町村と医師会・歯科医師会・薬剤師会で予め取り決め、そのために避難所が果たす役割を示しておく必要例えば、避難者や避難所外避難者が、医療機関（主治医）を受診できるようになるまでの間は、避難所で医療救護班医師が慢性疾患の治療に必要な医薬品を処方し薬剤師が調達する、お薬手帳等の履歴をもとに薬剤師が応急的な対処として薬を調達する、などの具体的な対策と役割分担を明確にすることが必要だと思う。 避難所には上記の医療支援の受け入れ調整等の役割が求められると思う。	いただいた御意見につきましては、所管部局に伝えるとともに、共有させていただき、今後の防災施策の検討において、参考にさせていただきます。
23	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第11章「避難者の健康管理体制の確保」 (P121～126) 避難所や妊産婦・乳児救護所で、緊急を要するようないけが人・病人・分娩が迫っている人が出た場合に、消防に電話してもすぐに救助してもらえないか不確定で、運搬して搬送先の病院に受け入れられるかがわかりません。対策としては救急車を呼ぶか、自治体の本部に無線で連絡す	いただいた御意見については、所管部局に伝えるとともに、共有させていただき、今後の防災施策の検討において、参考にさせていただきます。

	るしかありませんが、搬送実現までの時間の浪費が予想されます。また何らかの命を救う行動がしたいとき、運営側の非医療者ではうまく対処できるか不安があります。そのため、被災地外の医療関係者と SNS などにつながる、あるいは医療関係者と避難所につながる通信の仕組みという、自治体の境界を越えた新しいオンラインの仕組みを東京都で補完していただきたいという要望があります。避難所に避難してきた方々の命が失われることをどうにかして防ぐ仕組みの構築が東京都全体で不可欠ではないでしょうか。	
24	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第11章「避難者の健康管理体制の確保」 (P125) 下線を追加する。 ◆環境衛生指導班 (ア) 飲み水の消毒及び消毒効果の確認・指導 (イ) 避難所の過密状況や衛生状態の調査・確認 (ウ) 室内環境の保持や寝具類の衛生確保の助言・指導 (エ) トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊の防除方法の助言・指導 (オ) <u>避難所の空気環境（温度、湿度、二酸化炭素、一酸化炭素等）の調査・確認及び改善の助言・指導</u>	いただいた御意見につきましては、(イ) 避難所の過密状況や衛生状態の調査・確認 (ウ) 室内環境の保持や寝具類の衛生確保の助言・指導で既に反映しています。避難所において、必要に応じて空気環境を測定し、換気等良好な空気環境が確保されているかを確認し、避難所管理責任者に対して助言を行うこととしています。
25	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第6章「避難所の運営サイクルの確立」(P67) 平時にレイアウト図を作成し、<u>パネルにして避難所となる施設の壁面等に平時から常設しておくなどして、施設管理者や地域住民間で共有しておくことが重要です。</u>」に変更	いただいた御意見につきましては、第2編・第6章「避難所の運営サイクルの確立」の項の「平時にレイアウト図を作成し、施設管理者、地域住民等と共有しておくことが重要」に包含されるものと考えます。避難所を取り巻く事情は地域によって様々であることから、ご提案の情報共有の手法を採る避難所、その他の手法を採る避難所、様々であるものと考えてございます。
26	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第6章「避難所の運営サイクルの確立」(P68)	いただいた御意見につきましては、直下に記載の「野外受入れ施設の開設での対応」を指して

	避難所の収容人数を超えて、一時的に避難者を受け入れることが必要な場合、次のように対応します。」の文章のあとの「次」にあたるものの記述がない。	おります。直下の冒頭の「○」を削除させていただきます。
27	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第6章「避難所の運営サイクルの確立」(P68) ○ 他の区市町村からの被災者受け入れを、地域防災計画に定めておく。 の追加	東京都の地域防災計画震災編（令和5年修正）において、自治体間の避難者の避難、広域避難につきましては、今後、区市町村や関係機関等と連携して、避難先の確保や的確な避難誘導の在り方について検討していく、と示してございます。
28	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第6章「避難所の運営サイクルの確立」(P77) 「○ 受入れを要請した区市町村と受入側の区市町村との間で、管理運営上、都との調整が必要な場合には、東京都福祉局に連絡します。」で、どのような調整が該当するのかを示してほしい。	いただいた御意見につきましては、第2編・避難所避難者等への支援ガイドラインのP.77の「都の対応」に記載した移送等の調整を想定してございます。
29	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第6章「6-4 避難所の運営ルールの確立」(P82) ①安全の確保 ○火災対策 避難所内の火災に備える。 ○防犯策 盗難・性犯罪等の発生を防ぐ。 ○熱中症対策 水分・塩分補給を避難者にうながす。体調の悪い人に対応する。○感染症対策 手洗いの水や消毒液を確保する。歯磨き等を避難者に促す。	いただいた御意見につきましては、P.159の第2編「17 防犯・防火対策」P.131「11 避難者の健康管理体制の確保」P.127、P.131「11 避難者の健康管理体制の確保」に記載してございます。
30	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第6章「6-4 避難所の運営ルールの確立」(P82) 参考表 運営に当たってチェックすること 一般住民で組織される避難所運営委員会が、帰宅困難者にどこまで対応できるかを検討しておく必要	第2編第6章「6-4 避難所の運営ルールの確立」の「⑫観光客等帰宅困難者への対応」に包含されるものでございます。

31	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第6章「6-5 避難所運営の実施手順の確立（避難者受付・名簿等）」(P87) 「旅行者など一時的な滞在者、避難所外避難者についても、避難者カードを作成します。」を「避難所外避難者についても避難者カードを作成します。旅行者などの一時的な滞在者は、帰宅困難者受け入れ施設の情報を提供し、可能な限り移動してもらいます。」に変更すること	第2編「5 帰宅困難者・在宅避難者対策」において、「帰宅困難者の存在も考慮し、避難所の備えを充実しておくなど、帰宅困難者対策も視野に入れ、避難所運営対策を検討することも重要です。」と記載するなど帰宅困難者対策も重要と考えてございます。
32	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第6章「6-5 避難所運営の実施手順の確立（避難者受付・名簿等）」(P87) 整合確認は災害対策本部でやってほしい。	御意見につきましては、第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン第6章「6-5 避難所運営の実施手順の確立」の項で示させていただいており、整合確認は、各避難所で行っていただくことと想定しての記載でございます。ご意見として受け賜わらせていただきます。
33	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第6章「6-6 避難所運営の実施手順の確立（生活区域設定）」(P92) おむつを使用している高齢者⇒人に変更	プライバシーが確保できる場所が必要となるおむつの使用者は高齢者だけでなく、障害者も想定されるため、いただいた御意見については、「おむつを使用している高齢者・障害者について」に修正させていただきます。
34	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第7章「7-4 内部向けの情報共有手段の確保」(P97) イラスト等を用い、漢字にルビをふります。また、読み上げ、手話通訳などの対面での対応もします。分かりやすい周知が必要です。下線の修正をすること。	発災後、直ちに各避難所において、手話通訳者の手配が困難になることも想定されるため、第2編・避難所避難者等への支援ガイドラインの第15章の「避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法」の表の中で、聴覚障害のある人には、情報伝達の配慮事項として、遠隔手話通訳、遠隔文字通訳も手段の例と示してございます。
35	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第1章「1-3 災害対策本部と避難所の通信体制の確立」(P6～7) 対話できる機能は残しつつも、1対多数の情報伝達&対話ができるスマホやタブレット機器などのSNSを活用できる対応が必要です。特に支援を要請し、住民をつなげる自治体職員に十分なスマホとSNS手段が必要です。	第2編ガイドライン第1章では、自治体の災害対策本部と各避難所との連絡調整のために、発災時に備え、通信手段を複数想定しておくことを示しています。御意見については、今後の防災施策の参考とさせていただきます。

36	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第12章「寝床の改善」(P135) 下線に修正すること 避難所の開設時に避難者全員にパーティション・テントや簡易ベッド等が行きわたらない場合においては、高齢者や障害者、女性など、<u>優先度を踏まえて設置を検討します。</u>	避難所開設時には、避難者全員のパーティション・テントや簡易ベッド等が行きわたらないことを想定し、優先設置の対象は高齢者や障害者、女性などの要配慮者を想定しています。要配慮者の属性や事情は様々であり、優先順位を事前につけておくことは困難であると考えております。
37	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第15章「15-2 避難者の滞在可能性の検討」(P150) 福祉避難所、避難所で受ける介護保険サービスに関する記載 (囲み内の3行の説明が何を言いたいのか不明)	○内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(令和3年5月)に基づき、 「内閣府の福祉避難所ガイドラインでは、福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定しており、災害救助法による救助としては予定していないとしています。一般の避難所(要配慮者スペース含む。)においても同様です。」 に修正(従来の囲みも削除)させていただきます。
38	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第15章「15-1 配慮が必要な方への対応」の【<u>【避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法】</u>】(P142) 難病の人に下線部分の追記：難病の人・<u>医療的ケアが必要な人</u>	御提案の該当箇所は難病の人について、様々な状態があり、中には医療的ケアが必要な人もいるという説明でございます。
39	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第15章「15-1 配慮が必要な方への対応」の【解説】(P140) <u>障害児者や性的マイノリティなどに、専門性の高い支援や配慮ができる支援者</u>(例えば性的マイノリティの方へはアライ※) 下線の記載に変更すること	御意見につきましては、要配慮者に該当する全ての種別において、専門性の高い支援が必須事項ではなく、配慮が必要な方に適切な配慮を行っていただける支援を想定している種別もあることから、原文のままとさせていただきます。
40	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・参考資料3 (P9) ①区分：要介護度の高い人 特徴：「座位保持機能を備えた大型車いす、ストレッチャー型車いすなどのオーダーメイドの	いただいた御意見につきましては、ご提案のとおり修正・追記させていただきます。

	福祉機器や用具を使用している。」「慢性疾患や難病の治療中の人、内部障害のある人、認知症や知的障害が重複している人もいる。」を付加。 配置、設備：「トイレを備えた介護室」については、「<u>トイレ・おむつ交換ベッド</u>を備えた介護室」への変更 食料・物資：「食具」「姿勢保持クッション」「除圧マット」「医薬品等」を付加。 「やわらかく温かい食事」については、「その人が食べやすく飲み込みやすい、暖かい食事」への変更 情報伝達：「筆談など」については、「筆談、表情やサインの読み取りなど、または、付き添い家族等とのやりとり」へ その他：「温度環境などの対策」を付加。 人的支援：「医療機関関係者」を付加。	
41	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・参考資料3（P9） ②区分：内部障害のある人 食料・物資：「呼吸器機能障害 人工呼吸器、酸素濃縮器、酸素ボンベなど」への変更 人的支援：「介護士」を付加。 その他：「呼吸器機能障害 非常用電源、酸素ボンベの確保など」への変更	いただいた御意見につきましては、ご提案のとおり修正・追記させていただきます。
42	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・参考資料3（P9） ③区分：難病の人 「さまざまな疾患があり、人それぞれ状態が異なる（服薬のみで特別な支援は不要な方から常時看護や介護が必要な方まで。身体障害、知的障害、重症心身障害、内部障害等）。」 情報伝達：「本人の状態に合わせる（ゆっくり伝える、筆談など）」については、「本人が普段使っている方法や手段に合わせる」への変更 人的支援：「介護士」を付加。	いただいた御意見につきましては、ご提案のとおり修正・追記させていただきます。

43	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・参考資料3 避難所運営委員会用参考資料(P21) 「要配慮者用トイレは、<u>要配慮者の居住場所の近くに設定し、使い捨て手袋、おしりふき、おむつ交換のための介助ベッド等を設置する。</u>」 下線の修正	いただいた御意見につきましては、トイレを不淨のものと捉える考えの方、ご意見のとおり、要配慮者の方にとって利便性が高いように、と捉える方、それぞれがおられると思います。避難所ごとによって、事情が異なる面もあるため、ご意見のとおりトイレ等を設置するかは、それぞれの避難所の運営においてのご判断による面があると考えてございます。
44	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・参考資料3「③避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法」(P11) 赤ちゃんの寝床について、大人と別で必要であるとの認識を避難所運営指針に取り込んでいただけますようお願いいたします。	都としては、現在、赤ちゃん用ベッドは備蓄しておらず、指針に記載し、将来的に設置すべきかどうかは、今後、専門家の見解を聴取し、判断してまいりたいと考えてございます。
45	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・参考資料2 避難所運営委員会用様式集7ページ ご記入いただいた<u>要配慮情報</u>は、食料や下線を追記すること (区市町災対本部にも提供し、被災支援のために区市町村が作成する「被災台帳」にも利用します。)は、この登録票の作成管理を避難所ではなく自治体ということにすれば確認が不要になるのではないかと。	御意見につきましては、指定避難所に要配慮者も含め、避難所避難者の受付名簿の作成・管理は避難所にて行うことを想定しています。避難者への適切な支援については、避難所と自治体で共有の上、対応することが望ましいと考えてございます。
46	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・参考資料1 P.6、4行目 「避難所」運営体制の記述の「住民避難者」は「地域住民」とすべき 対象：第2編・参考資料 P.6、4行目 「応急期」の運営体制として「地域をよく知っている住民避難者が中心となって運営しましょう。」と記載されている。 、避難所運営は、地域住民と書かれており、これは私どもの地域で進めていることと違和感はないし、既に指針素案に基づいた活動といえるだろう。にもかかわらず「住民避難者」としたのは、避難していない人は、活動できないこ	内閣府の「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」(令和6年12月)では、避難所の運営主体については「避難者」と記載されており、それに準拠するものでございます。

	とになる。ここは、応急期であることから本文に合わせて「地域住民」とすべきである。	
47	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第15章「配慮が必要な方への対応」 参考資料では、発生初期から全員分の間仕切りをすぐに用意するような記述を避ける必要があり、たとえば、3.pdf 資料の p.2 に吹き出しが2つありますが、さらに加えて、「(間仕切りをすぐに設置するのではなく)、まず生命を守る対策（たとえば高齢者や障害者、弱っている人々への対応）を先に行いましょう。落ち着いてきたら、着替え等ができる簡易テントなどの初期の工夫を始めます。」というような行為の優先順位を表現する必要があります。開設手順に間仕切りのことが書かれていると、そちらを優先して作業する事態が予想されます。まず初日から数日間に優先すべき事項は「生命を守る対策」であり、見守る対象者を把握し、時間差を設けて居住性の対策を実行することが必要です。 さらに初日から導入したいのは、「高齢者や障害者・要支援者のための段ボールベッドと十分に暖をとれるあたたかい毛布・敷物を渡し、ベッドによって弱い人のスペースを早期に確保すること、そして健康を見守る仕組みの構築が優先」と考えます。ただし高齢者などは遠慮する傾向もあることから、体育館ではない教室などを優先的に渡す必要があると思われます。この点については事前研修などが必要です。	避難所においては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など）に対して避難所開設後、パーティションや簡易ベッド等を優先的に配布し、他の避難者に対しても順次調達により配布する等の対応を取ることが必要と考えています。御意見として受け賜わらせていただきます。
48	第2編・第16章「女性・子供への配慮」 子どもだけで来た場合の保護や、傷病者への対応など、優先順位の高い事項を重視すべき	いただいた御意見につきましては、今後の防災対策の検討において、参考とさせていただきます。
49	第2編・第16章「16-2 女性の活躍環境の確保」(P156) 女性や要配慮者が避難所運営に参画していくことが重要です	御意見の記載は、第2編・避難所避難者等への支援ガイドラインの第16章「16-2 女性の活躍環境の確保」の項に係るものでございます。御意見の記載については、「女性の声を活かし、

	下線を追記すること	きめ細かな配慮を行うためには、女性が避難所運営に参画していくことが重要です」に修正させていただきます。
50	第2編・第16章「16-2 女性の活躍環境の確保」(P156) 下線を追加すること 避難所の運営に当たり、女性や要配慮者の声を活かし、きめ細かな配慮を行うためには、 <u>幅広い年齢の女性が避難所運営に参画していくことが重要です。</u>	本ページで記載の「女性」につきましては、特定の年齢層ではなく、御意見のように「幅広い年齢層」を想定しての記載でございます。
51	第2編・第17章「17-1 防犯対策」(P159～160) 屋外トイレや入浴施設に緊急ボタンを設置し、女性や子供に防犯ブザーを配布するなどして、防犯効果を高める。 上記記載を追加すること	第2編・避難所避難者等への支援ガイドラインの第9章「9-4 トイレの使用環境の改善の実施」の項で、「状況に応じて、巡回など見張りを立てる、防犯ブザーなどを設置するなど、防犯対策をとります」と記載してございます。
52	第2編・参考資料3 避難所運営委員会用参考資料 (P20) 「・屋外トイレへの緊急ボタン設置や、女性や子供への防犯ブザー配布を検討する」を付加。	第2編・避難所避難者等への支援ガイドラインの第9章「9-4 トイレの使用環境の改善の実施」の項で、「状況に応じて、巡回など見張りを立てる、防犯ブザーなどを設置するなど、防犯対策をとります」と記載してございます。こちらの事項を追記させていただきます。
53	第2編・第17章「17-3 ガソリン・灯油などの管理」(P161)の【解説】 ○危険物を詰め替える場所は、可能な限り屋外で <u>安全</u> に行います。 ○危険物の取扱いは、十分なスペースを確保して <u>安全</u> に行います。	いただいた御意見につきましては、ご提案のとおり追記させていただきます。
54	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第1章「1-3 災害対策本部と避難所の通信体制の確立」(P6) 「非常災害時における非常通信手段の確保について」(総務省 平成28年2月)は、新しい資料があれば差し替えてはどうか。	所管部署への確認も含め、調べる限りでは掲載の資料以降、新しい資料はない状況でございます。
55	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第2章「ポイント」(P9) 下線を追加	地域防災計画震災編(令和5年修正)では、区市町村の役割として、避難所における非常用電源、発電機等必要な設備の整備に努めることと

	・避難所の備蓄としての毛布、非常食、飲料水、電源（発電機・燃料等）の確保	示しています。また、災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備等も示しております。第2編第2章「2-5 避難所として確保すべき備蓄を実施」の項では、非常用発電機等の設置には、再生可能エネルギー設備を含むことが望ましいとし、太陽光発電と蓄電池の活用の検討を示しております。
56	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第2章「2-2 福祉避難所／スペースの確保」(P16) 医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等の受け入れ施設には、受け入れ人数に応じて電力供給が必要で、そのための電源確保が必要	いただいた御意見について、区市町村に働きかけるとともに、今後の都施策の参考とさせていただきます。
57	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第2章「2-2 福祉避難所／スペースの確保」(P16) 下線を追加 ・非常用発電機の整備、および、燃料の備蓄・追加調達方法の整備	障害のある方に必要な施設整備の例をより具体的にお伝えするため、いただいた御意見について、ご提案のとおり「・非常用発電機の整備（燃料の備蓄・追加調達方法の確立を含む）」と修正し、追記させていただきます。
58	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第2章「2-5 避難所として確保すべき備蓄を実施」(P25) 下線を追加 ・特に、<u>日頃服用している薬やお薬手帳</u>、保育に必要なものやアレルギー対応食等	第2編・避難所避難者等への支援ガイドラインの第15章「配慮が必要な方への対応」の「ポイント」(P140)に「発災時の避難に備えて常備薬の準備等の呼びかけなどをしておくことの重要性」を示してございます。
59	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第11章「11-2 感染症対策の実施」(P127) 項目を追加 ○ 感染症対策のための不織布マスクや消毒液等を用意するとともに、発熱者の隔離等の対応策を決めておく必要があります。	第2編・避難所避難者等への支援ガイドラインの第11章「11-2 感染症対策」の項(P127)で、マスク・手指消毒をはじめ、感染症対策として必要な物資の確保を示してございます。
60	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第2章「2-1 災害想定を考慮した避難所の確保」(P10) 「避難所」の言葉のイメージがまだ曖昧である、最初に定義	第2編・避難所避難者等への支援ガイドラインのP10に災害対策基本法49条の7の定めから引用してございます。

	対象：全体 よって、避難所とは、被災生活者の生活の場であること、一時退避者＋避難者外避難者への情報（場合によっては支援物資も）提供の場であると考えそのような視点で作成していただければと考える。	
61	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第15章「配慮が必要な方への対応」(P140) 外国語による避難所内情報の提供を検討するとあり、ボランティアなどにより情報を提供するとありますが、他の配慮が必要な方々、女性、高齢者、障害者については、それぞれの視点での対応がもりこまれているように見えます。外国人はもっと多様性に富んでおり、言語だけ、意味だけ伝えれば良いというのでは、十分な配慮のとは言えません。言葉はわかっても、習慣の違いで、一般の日本人とは異なるニーズがあるのが当然です。外国人の切実な要望に対しては、積極的に取り入れるという姿勢が盛り込まれるべきだと思います。	御意見につきましては、今後、防災対策の検討の際、有識者等の御意見も伺い、検討していきたいと考えてございます。
62	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第2章「2-2 福祉避難所／スペースの確保」(P16) 下線を追記すること 非常用発電機等の整備（理由：ポータブルバッテリーやソーラーパネルを含める。）	第2編第2章「2-5 避難所として確保すべき備蓄を実施」の項（P25）では、非常用発電機等の設置には、再生可能エネルギー設備を含むことが望ましいとし、太陽光発電と蓄電池の活用の検討を示してございます。
63	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン（全般） 圧倒的な電力不足を補うには、たとえば電源車がすぐに必要で、電力回復までの期間、十分に電源を確保する新しい仕組みが必要です。たとえば電気自動車を避難所に届ける仕組みが報道に出ていたように、電力を届ける仕組みが必要です。また双方向通信手段・同時に多数発信できる手段（Wifiが望ましい）が随時確立され	いただいた御意見につきましては、今後の防災対策の検討において、参考とさせていただきます。

	ている必要があります。ソーラー発電は非効率なので、補助とする方がよいと考えます。	
64	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第2章「2-2 福祉避難所／スペースの確保」(全般) 福祉避難所では、現行体制では、福祉避難所の施設がこれまでの地震のたびに水道・電気を失い、本来の施設入所者の世話に困難を極めており、さらに避難者を加えることが困難なのではないかと想定します。福祉避難所への人的・物的支援を充実することが指針に述べられると望ましいと考えます。	いただいた御意見につきましては、区市町村に働きかけるとともに、今後の都施策の参考とさせていただきます。
65	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン第2章「2-1 災害想定を考慮した避難所の確保」(P10) 「避難所外避難者」 在宅避難や、車中泊をせざる得ない障害者家族がいることも明記お願いしたいです。	東京都は、令和7年度、避難所避難者だけでなく、在宅避難者ややむを得ず、避難所に出来ない方を含め避難者全体の支援のあり方を検討してまいります。その中で、避難所外避難者の定義等も整理させていただく予定です。
66	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第2章「2-2 福祉避難所／スペースの確保」(P13) 福祉避難所に、受け入れ対象となる方を、把握する＝そんなこと、区市町村でやらなきいけないこと分かっていますが、具体的な好事例を明記するのはいかがでしょうか？	いただいた御意見について、区市町村に働きかけるとともに、今後の都施策の参考とさせていただきます。
67	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第2章「2-2 福祉避難所／スペースの確保」(P16) 福祉避難所において施設整備の例に生活用水生成装置の整備を記載いただきたい。	いただいた御意見について、区市町村に働きかけるとともに、今後の都施策の参考とさせていただきます。
68	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第2章「2-5 避難所として確保すべき備蓄を実施」(P25) チェック事項5-11「防災井戸・<u>生活用水生成装置</u>の設備等、発災時においても継続的に	第2編・避難所避難者等支援ガイドライン・第3章「3-8 水の確保」の項において、発災時の避難所において、避難者の生活上、また、衛生環境の確保上、水の確保体制を重層的に用意しておくことは重要と示しています。過去の

	取水可能な分散型の生活用水を確保する」と追記	震災において御意見のような装置の活用事例については、今後、機会を捉え、区市町村に情報提供してまいります。
69	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第3章「3-6 トイレの確保・管理」(P44) 下線を追加 ・高齢者や障害者、妊産婦等に配慮した洋式トイレや、<u>おむつ替えのためのユニバーサルシートの整備</u>	いただいた御意見は要配慮者対応という観点からのご意見と受け止め、東京都のトイレ防災マスタープランに係るトイレアセスメントシートの記載を踏まえ、「高齢者や障害者、妊産婦等に配慮した洋式トイレや、男女共用の多機能トイレ、おむつ交換台や介助用ベッド、人工肛門・人工膀胱保有者がストーマ装具を交換できる介助用ベッドや照明などの整備を進めておくことが大切です。」と修正し、追記させていただきます。
70	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第3章「3-6 トイレの確保・管理」(P44) 表【災害時に利用できるトイレの種類・特徴】断水時の欄には「仕様による」、処理方法の欄には「下水道、くみ取り」と記載いただきたい。また被災した道路の状況によりトイレが避難所に運搬されないリスクについても表に記載いただきたい（常設/運搬という列を追加）。	記載の表は令和6年12月に改定された「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を基としてございます。
71	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第4章「受援体制の確立」(全般) もう一步、受援機能が大切であることを強調しないと基礎自治体は理解しない可能性がある。	区市町村には機会をとらえ、丁寧に説明してまいります。
72	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・参考資料1 (P4) 屋外の利用（体育館・屋内運動場）のレイアウト例について 「搬入口」から「救援物資集積所」および「ごみ集積所」まで車両が通行できる幅を確保するよう注意書きを記載。物資配送車両や清掃車両が通行可能な幅員の確保（大型車両が離合できる6.4m以上）。	「第2編・参考資料-1 避難所の初動対応のポイント」4ページ、レイアウト図「屋外の利用（体育館・屋内運動場）」について、搬出入について考慮する旨を図に追記しました。
73	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・参考資料1 (P4)	「第2編・参考資料-1 避難所の初動対応のポイント」4ページ、レイアウト図「屋外の利

	トイレ、炊き出し調理場所、ごみ収集所、ペットエリアは悪臭問題が生じると考える。居住スペースとなる体育館とは少し距離をとる。ただしトイレの設置個所は居住スペースと離れ過ぎるとお年寄りが用を足すことが困難となるのでその点の配慮や車いすでの移動が可能な場所の選定が必要。また記載されたレイアウト例では炊き出し調理場所とトイレが隣に配置されている。炊き出し調理場所は衛生面の観点からトイレ、ごみ収集所、ペットエリアとは少し距離をとる。災害が発生した際は避難所の各機能の配置と迅速な避難所の開設が重要。避難所ごとに検討し普段から目につくようレイアウト図の看板を設置し、避難所開設訓練を行うこと。各避難所に備えられた機能、その保管場所も記載すること	用」について、屋外トイレと炊き出し調理場所が隣接して見えないように図を修正しました。
74	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・参考資料1（P4） トイレ、炊き出し調理場所、洗濯場所、風呂を利用するには生活用水が必要不可欠。生活用水の供給手段、供給施設（プール、貯留槽、ろ過装置＋非常用発電機）を配置例に記載するか注意書きにその点を記載する。	「第2編・参考資料－1 避難所の初動対応のポイント」4ページ、レイアウト図「屋外の利用」について、避難所応急給水栓を追記しました。
75	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第5章「5－2 在宅避難者対策への備え」（P64～65） 下線部分の追記：患者・家族が電力供給（<u>外部バッテリーへの充電を含む</u>）を求めて	第5章「5－2 在宅避難者対策への備え」で在宅療養をされている患者・御家族の方が避難所に電力供給を求めにくる際に、外部バッテリー等の給電については記載してございます。
76	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第5章「5－2 在宅避難者対策への備え」（P63） 以下を追加すること だけでなく、<u>避難所外避難をしている人に対しても、置かれた状況に応じて物資の供給、情報の共有等必要な支援を行い、地域に住む全ての人にとっての生活再建の拠点としての場所</u>	避難所外避難者への支援は避難所避難者への支援と同等であること、また、避難所外避難者への支援は、避難所外避難のかたちがどのようなかたちであったとしても差別なく物資等供給することを示すものでございます。

77	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第5章「5-2 在宅避難者対策への備え」(P64) 発災前に個々の要配慮者のニーズを把握（登録）して備える仕組みがあるといいのでは	東京都は、令和7年度、避難所避難者だけでなく、在宅避難者ややむを得ず、避難所に出来ない方を含め避難者全体の支援のあり方を検討してまいります。いただいた御意見については、検討において、参考とさせていただきます。
78	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第5章「5-2 在宅避難者対策への備え」(P65) 【在宅療養に用いられる主な医療機器について】 ・吸引器 とする。	東京都は、令和7年度、避難所避難者だけでなく、在宅避難者ややむを得ず、避難所に出来ない方を含め避難者全体の支援のあり方を検討してまいります。いただいた御意見については、検討において、参考とさせていただきます。
79	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第5章「5-2 在宅避難者対策への備え」(P64)【解説】 在宅避難者の把握をする必要がある＝同じく、やらなきゃいけないことは分かっているができてない区市町村が多いはず。 東京都としていつまでの努力義務と考えているのか？可及的速やかに？解説→チェックポイントなど文言修正願います。	都は令和7年度、在宅避難なども含め避難者全体の支援のあり方を区市町村や専門家の意見も伺いながら検討していく予定です。いただいた御意見につきましては、検討の際に参考にさせていただきます。
80	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第19章「19-1 避難生活が長期化した場合の対応」 都内のホテルや旅館、その他の宿泊施設にはバリアフリーの宿泊室を備えた施設がある。あらかじめ協定を結びそのような部屋を要配慮者用として確保してほしい。	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第19章「19-1 避難生活が長期化した場合の対応」の項において、都は令和2年6月に、都内主要ホテル・旅館3団体と「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」を締結しており、都内において大規模な地震等の災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合等において、区市町村が実施する避難所及び一時的な避難場所の確保について、締結先団体に対して、支援を要請することとなっていることを示してございます。
81	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第19章「19-3 避難所の解消の検討」 ○ 避難所は、避難所外避難者の支援拠点でもあるため、避難所閉鎖後の支援をどのように行うかについても、<u>災害から生活再建を果たした</u>	東京都は、令和7年度に、避難所避難者に加え、在宅避難も含めた避難者全体の支援のあり方について、専門家などの意見を聴取して検討していくこととしております。

	<u>人の経験から学ぶ機会（研修会など）</u>を通じて、決めておく必要があります。 下線を追記すること	
82	第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン・第19章「19-2 避難所の解消に向けた話し合いの実施」(P176) 「避難所生活の長期化を防ぐため、避難者の置かれている現状を正確に把握する必要があります。避難者の自立に障害となる<u>心身の健康問題</u>点の解決に向け～」 下線を追記してほしい。	障害者の方それぞれが抱える問題は様々で限定できないものと考えております。いただいた御意見につきましては、今後の防災施策の検討において、参考とさせていただきます。